

大分市屋外広告物条例施行規則(平成9年大分市規則第24号)\_新旧対照表(抜粋)

現行	改正後
<p>(許可期間の更新申請)</p> <p>第8条 条例第9条第3項の規定により許可期間の更新の申請をしようとする者は、許可期間が満了する日前1月(許可期間が1月以内の広告物等にあっては、許可の期間が満了する日前5日)までに屋外広告物等許可期間更新許可申請書(様式第3号)2通にそれぞれ<u>広告物等の現況のカラー写真(申請前3月以内に撮影したものに限る。)</u>を添えて市長に提出しなければならない。</p>	<p>(許可期間の更新申請)</p> <p>第8条 条例第9条第3項の規定により許可期間の更新の申請をしようとする者は、許可期間が満了する日前1月(許可期間が1月以内の広告物等にあっては、許可の期間が満了する日前5日)までに屋外広告物等許可期間更新許可申請書(様式第3号)2通にそれぞれ<u>次に掲げる書類</u>を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 広告物等の現況のカラー写真(申請前3月以内に撮影したものに限る。)</p> <p>(2) 屋外広告物安全点検報告書(様式第3号の2) (前条第6号に掲げる広告物又はこの掲出物件(壁面広告物のうち、建築物の壁面に直接描出されたもの及び低木を利用した広告物を除く。)及び同条第7号に掲げる広告物等に限る。)</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類</p>
<p>(新設)</p>	<p>(定期点検)</p> <p>第11条の2 条例第13条の2第1項の規定による点検は、条例第9条第3項の規定に基づく許可の期間の更新の申請前3月以内に行い、屋外広告物安全点検報告書を作成するものとする。</p> <p>2 条例13条の2第1項ただし書の規則で定める広告物等は、条例第6条第1項、第2項、第5項及び第8項の規定により条例第5条の規定が適用されない広告物等並びに第7条第1号から第5号までに掲げる広告物等とする。</p> <p>3 条例第13条の2第2項の規則で定める広告物等は、第7条第6号に掲げる広告物又はこの掲出物件(壁面広告物のうち、建築物の壁面に直接描出されたもの及び低木を利用した広告物を除く。)とする。</p>

	<p>4 条例第13条の2第2項の規則で定める者は、第14条第3項各号に掲げる者とする。</p>
(管理者の設置)	(管理者の設置)
第14条 条例第20条第1項ただし書の規則で定める広告物等は、第7条第1号から第5号までに掲げるものとする。	第14条 条例第20条第1項ただし書の規則で定める広告物等は、第7条第1号から第5号までに掲げるものとする。
2 条例第20条第2項の規則で定める広告物等は、第7条第6号に掲げるものとする。ただし、壁面広告物で建築物の壁面に直接描出されたものを除く。	2 条例第20条第2項の規則で定める広告物等は、第7条第6号に掲げる広告物又はこの掲出物件（壁面広告物のうち、建築物の壁面に直接描出されたもの及び低木を利用した広告物及びを除く。）とする。
3 条例第20条第2項の規則で定める資格を有する者は、次に掲げる者とする。	3 条例第20条第2項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。
(1) 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第10条第2項第3号に規定する国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者	(削る)
(2) 条例第23条第1項の講習会の課程を修了した者	(削る)
(3) 都道府県、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市(本市を除く。)の行う講習会の課程を修了した者	(削る)
(4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって広告美術仕上げに係るもの	(1) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって広告美術仕上げに係るもの
(5) 建築士法(昭和25年法律第202号)に規定する1級建築士又は2級建築士	(2) 建築士法(昭和25年法律第202号)に規定する1級建築士又は2級建築士
(登録証等の再交付)	(登録証等の再交付)
第21条 登録証、届出済証又は第19条に規定する屋外広告物講習会修了証明書(以下「登録証等」という。)の交付を受けた者(以下「登録証等被交付者」という。)は、登録証等を紛失し、き損し、又は著しく汚損し	第21条 登録証、届出済証又は第19条に規定する屋外広告物講習会修了証明書(以下「登録証等」という。)の交付を受けた者(以下「登録証等被交付者」という。)は、登録証等を紛失し、毀損し、又は著しく汚損し

たため登録証等の再交付を受けようとするときは、再交付申請書(様式第22号)を市長に提出しなければならない。この場合において、登録証等被交付者が登録証等をき損し、又は著しく汚損したことを原因とするときは、併せて当該登録証等を添付しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、登録証等を再交付するものとする。

3 登録証等被交付者は、登録証等の再交付を受けた後において、紛失した登録証等を発見したときは、遅滞なく、これらを市長に返納しなければならない。

(追加)

たため登録証等の再交付を受けようとするときは、再交付申請書(様式第22号)を市長に提出しなければならない。この場合において、登録証等被交付者が登録証等をき損し、又は著しく汚損したことを原因とするときは、併せて当該登録証等を添付しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、登録証等を再交付するものとする。

3 登録証等被交付者は、登録証等の再交付を受けた後において、紛失した登録証等を発見したときは、遅滞なく、これらを市長に返納しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に適法に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件については、この規則による改正後の第14条第2項及び第3項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から令和7年3月31日までの間は、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際この規則による改正前の大分市屋外広告物条例施行規則に規定する様式の用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

※様式第3号の2 新規追加

※様式第1号、様式第2号、第3号、第4号 他 改正（押印廃止等に伴うものを含む）